

大田区男女共同参画のための情報誌「パステル」作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大田区男女共同参画のための情報誌「パステル」は、平成27年度から委託事業として、著名人へのインタビューや国の政策などのタイムリーな話題を含めながら、より多くの区民へ情報提供できる情報誌を目指し、作成してきた。作成にあたっては、男女共同参画分野に関する国や都及び他自治体の動向等の専門知識、インタビュー候補者へのネットワーク及び明るく親しみのある情報誌を作成するための企画・広報・デザインに関する技術が求められる。

以上を踏まえ、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

(1) 件名

大田区男女共同参画のための情報誌「パステル」作成業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

なお、令和7年度及び令和8年度について、契約の更新の可能性あり。

ただし、当該年度の予算議決、事業継続の決定及び前年度までの履行状況等により、契約を保障するものではない。

(4) 事業費限度額

4,620,000円（本体4,200,000円、消費税420,000円）

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件すべてに該当する事業者を対象とする。

(1) 男女共同参画情報誌の作成実績があること。

(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。

(3) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の告示の日から、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (6) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (7) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

4 担当課

大田区 総務部 人権・男女平等推進課 人権・男女平等推進担当
 〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 9 階）
 電話 03-5744-1610 FAX 03-5744-1556
 E-mail jindanjo@city.ota.tokyo.jp

5 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

| 内容 | 期日 |
|--------------------|--|
| 参加申込・企画提案書受付期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 5 月 8 日午後 5 時まで |
| 質問の受付 | 令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 4 月 8 日正午まで |
| 質問に対する回答（ホームページ掲載） | 令和 6 年 4 月 16 日 |
| 第一次審査 | 令和 6 年 5 月下旬 |
| 第一次審査結果通知発送 | 令和 6 年 5 月 28 日 |
| 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和 6 年 6 月 3 日～7 日のいずれか |
| 第二次審査結果通知発送 | 令和 6 年 6 月 11 日 |

6 応募方法

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、来庁する日時を事前連絡のうえ、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 会社概要（様式任意。ただし、会社名、所在地、設立日、資本金、従業員数は最低限明記すること。） 1 部

ウ 業務実績報告書（様式2）及び様式2に記載した成果品のうち5種類までの原物（企業名等が特定できないよう、社名・代表者名・企業ロゴ等を黒塗りすること。） 各3部

エ 企画提案書（様式任意）正本1部、副本10部

オ 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

(2) 提出期限

令和6年5月8日 午後5時まで

(3) 提出先

「4 担当課」宛

(4) 参加受付申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

7 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順で記載すること。なお、番号2～番号7は、1冊にまとめて綴じ、インデックスを付して提出すること。

| 番号 | 項目 | 内容 |
|----|-------------------------|--|
| 1 | 令和6年秋号「パステル」としての成果物の想定品 | 以下の6項目を含み、令和6年秋号の男女共同参画情報誌として貴社が作成する成果物を想定して、表現・デザイン・レイアウトのほか、見出しや記事内容などの文字フォントや色などを意識した試作品を作成する。ただし、記事内容はダミーで構わない。 (1)誌名「パステル」 (2)男女共同参画の推進に係る著名人へのインタビュー (3)国の政策等の情報 (4)区の施策等の情報 (5)インフォメーション（男女平等推進センターの講座紹介・相談案内等） (6)その他（独自の記事、コラム等） ※規定のページ数に収まれば、掲載の順番、分量は問わない。 ※仕様については仕様書案参照。 |

| | | |
|---|----------------------------|---|
| | | ※インフォメーションの内容は、既発行の「パステル」(区ホームページに掲載)参考。 |
| 2 | 令和6年度から令和8年度までの(発行6回分)の記事案 | 貴社の人的・企業的ネットワーク及び見積額の範囲内で実現可能な企画、人選とする。 |
| 3 | 上記1及び2についての説明 | なぜその内容としたか。独自の工夫はどこか。成果物の規格や見やすさの工夫など |
| 4 | 取材可能な著名人の一覧 | |
| 5 | 作成までの業務フロー・作成スケジュール | |
| 6 | 本業務における実施体制・人員配置・各担当者の役割 | 情報誌作成の実務担当者経歴や業務実績も記載すること。 |
| 7 | 見積書(内訳書含む) | 人件費とその他の費用(印刷費等)を分離し、内訳を出来るだけ詳しく記載してください。 |

※企画提案書は、審査資料としてプレゼンテーションで使用するため、企業名等を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。提出された書類は返却しない。

※提案を取り下げる場合は、取下願を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

8 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書(様式3)を上記「4 担当課」宛に電子メールで提出すること。
件名に「パステル作成業務委託 質問事項【事業者名】」と記載すること。
なお、メール送信後、着信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和6年4月1日から令和6年4月8日正午まで

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ>生活情報>地域社会>男女共同参画社会を目指して

イ 公開期間

令和6年4月16日（予定）

9 審査方法

(1) 候補者の選定は、「大田区男女共同参画のための情報誌『パステル』作成業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、基準を満たした事業者（3社以内）を選定する。第一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面で通知する。対象事業者が3社以下の場合は、全ての事業者を第二次審査の対象とします。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

第一次審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。

ア 当該審査は、令和6年6月3日から7日までに、大田区役所本庁舎内での開催を予定。詳細については、該当事業者に別途通知する。

イ 説明者は、当該業務の実務担当者が行うこととする。

ウ 説明時間は20分、質疑応答は10分程度とする。

エ 審査項目は次のとおりとする。

趣旨の理解度、コンセプト、実行力、論理的合理性、質疑応答

10 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知する。また、最終選定結果は、大田区ホームページにて公表する。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

11 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点事業者を契約予定事業者とする。

12 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了承なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。
- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。